



イーquick

# 地震に備えるEQuick保険 (震度連動型地震諸費用保険) 重要事項説明書

地震に備える  
EQuick保険

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、約款に記載していますので、東京海上日動（以下、弊社といいます。）のホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）でご確認ください。

マークの  
ご説明契約  
概要保険商品の内容をご理解  
いただくための事項

ご契約に際してご契約者にと  
って不利益となる事項等、  
**特にご注意ください事項**

※申込画面の「重要事項説明への同意」は、この書面の受領・同意を兼ねています。

## I 契約締結前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

契約  
概要

#### 【基本となる補償】

- 地震に備えるEQuick保険（震度連動型地震諸費用保険）は、被保険者（補償を受けられる方）がお住まいの地域で観測された震度に応じて、補償プランごとに定められた金額の保険金をお支払いする保険<sup>\*1</sup>です。
- 本商品は、被保険者（補償を受けられる方）がお住まいの地域における対象震度<sup>\*2</sup>の地震発生と同時に保険金請求権が行使されたものとみなし、被保険者（補償を受けられる方）からの事故のご連絡や弊社による損害状況の確認を行うことなく保険金のお支払い手続きを行うため、ご契約手続き時に予め保険金お受取り用口座をご登録いただく必要があります。

<sup>\*1</sup> 「震度連動型地震諸費用保険普通保険約款」に「インターネット等による通信販売に関する特約」を付帯した商品です。

<sup>\*2</sup> 保険金支払の対象となる震度としてWeb証券に記載されている震度をいいます。ご契約の補償プランに応じて異なります。

#### 【補償を受けられる方】

Web証券等に「被保険者」として記載された方をいいます。なお、ご契約者と同一の方となります。



- 地震や噴火等が発生した場合および地震発生の蓋然性が高まった場合に、ご契約の新規・更新のお引受けおよび更新時の補償プランの変更をお断りする場合があります。
- お申込み後、ご提出いただいた本人確認書類に記載のご住所等とお申込み内容が一致していることを弊社にて確認のうえで、ご契約が成立します。ご提出いただいた本人確認書類からご住所等が確認できないとき等、ご契約のお引受けができない場合があります。ご契約の成立結果はご登録のメールアドレス宛にお送りするご案内をご確認ください。

## 基本となる補償および保険金額の設定等

### ① 基本となる補償

契約  
概要

注意  
喚起情報

#### <保険金をお支払いする場合>

被保険者（補償を受けられる方）の常時居住の用に供する震度観測建物<sup>\*1</sup>が所在する市区町村<sup>\*2</sup>において、対象震度<sup>\*3</sup>の地震が発生した場合<sup>\*4</sup>に、被保険者（補償を受けられる方）が損害を被ったものとみなし、その損害に対して地震諸費用保険金をお支払いします。

<sup>\*1</sup> Web証券に記載の建物（現在お住まいの建物）をいいます。

<sup>\*2</sup> 政令指定都市の行政区等、法の定めにより設置されるものを含みます。

<sup>\*3</sup> 保険金支払の対象となる震度としてWeb証券に記載されている震度をいいます。ご契約の補償プランに応じて異なります。

<sup>\*4</sup> 気象庁が発表した「震源・震度に関する情報」において、被保険者（補償を受けられる方）の常時居住の用に供する震度観測建物<sup>\*1</sup>が所在する市区町村<sup>\*2</sup>の震度が、対象震度<sup>\*3</sup>に合致する場合をいいます。

#### <保険金をお支払いしない主な場合>

詳細は、約款をご参照ください。

- ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた事故
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた事故 等

### ② お支払いする保険金の額

契約  
概要

注意  
喚起情報

地震諸費用保険金は、被保険者（補償を受けられる方）がお住まいの地域で観測された震度に応じて、補償プランごとに定められた保険金額をお支払いします。免責金額（自己負担額）は、ありません。

保険期間において72時間以内に2以上の対象震度<sup>\*1</sup>の地震が発生した場合は、これらを1回の地震とみなします。また、この場合、2以上の対象震度<sup>\*1</sup>の地震のうち、最も震度が大きいものを、当該地震の震度とみなします。

<sup>\*1</sup> 保険金支払の対象となる震度としてWeb証券に記載されている震度をいいます。ご契約の補償プランに応じて異なります。

### ③ 補償の重複に関するご注意

注意  
喚起情報

被保険者（補償を受けられる方）が、補償内容が同様の保険契約<sup>\*1</sup>を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

<sup>\*1</sup> 弊社以外の保険契約を含みます。

## ④ 保険金額の設定

契約概要

補償プランごとの保険金額は、下表のとおりです。実際にご契約いただく補償プランおよび保険金額は、申込画面にてご確認ください。

| 補償プラン |      |        | プレミアム | スタンダード | エコノミー |
|-------|------|--------|-------|--------|-------|
| 保険金額  | 対象震度 | 震度 7   | 50万円  | 25万円   | 20万円  |
|       |      | 震度 6 強 | 20万円  | 10万円   | 5万円   |
|       |      | 震度 6 弱 | 10万円  | 5万円    | —     |

## ⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間は、1年間です。  
弊社の保険責任は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。  
始期日は、申込日の8日後から30日後までの間で設定することができます<sup>\*1</sup>。

<sup>\*1</sup> 申込日によっては、始期日として設定することができる日がある場合があります。

# 3 保険料の決定の仕組みと払込方法

## ① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、補償プランに応じて異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込画面にてご確認ください。

## ② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約時にクレジットカードによって保険料全額をお支払いいただく一時払となります。

# 4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

# II 契約締結時におけるご注意事項

## 1 告知義務

注意喚起情報

申込画面に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に入力してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を入力しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

## 【告知事項・通知事項】

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| ★(告知事項)       | 他の保険契約等 <sup>*1</sup>     |
| ☆(告知事項かつ通知事項) | 震度観測建物 <sup>*2</sup> の所在地 |

### ＜震度観測建物<sup>\*2</sup>の所在地の設定方法＞

- 震度観測建物<sup>\*2</sup>の所在地は、被保険者（補償を受けられる方）が現在お住まいの住所を設定します。なお、ご契約者の住所は、震度観測建物<sup>\*2</sup>の所在地と同一住所とし、弊社が定める本人確認書類により、同一であることを弊社にて確認させていただきます。
- 複数の建物を生活の拠点としている場合（単身赴任等）は、年間<sup>\*3</sup>を通じて最も長く居住する建物の所在地とします。
- 申込み時点において、保険期間の途中で転居することが予定されている場合は、転居日までの期間で最も長く居住する建物の所在地を設定します。
- 保険期間中に、転居によって震度観測建物<sup>\*2</sup>の所在地に変更が生じた場合は、「地震に備えるEQuick 保険専用マイページ」より、変更のお手続きを実施いただく必要があります。

<sup>\*1</sup> この保険契約以外にご契約されている、支払責任を同一とする保険契約や共済契約のことです（火災保険に付帯する地震保険を除きます。）。他の保険契約等がある場合、ご契約のお引受けをお断りする場合があります。

<sup>\*2</sup> Web証券に記載の建物（現在お住まいの建物）をいいます。

<sup>\*3</sup> 始期日から満期日までの1年間をいいます。保険期間の途中で震度観測建物<sup>\*2</sup>の所在地に変更が生じた場合は、変更した日から保険期間の満期日までとします。

## 2

## クーリングオフ



クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回または解約を行うことができる制度です。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。この保険は、保険期間が1年のため、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

## Ⅲ

## 契約締結後におけるご注意事項

## 1

## 通知義務等



### 【通知事項】

申込画面に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく、「地震に備えるEQuick 保険専用マイページ」でお手続きを実施いただく必要があります。お手続きを実施いただかなかった場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

通知事項は「Ⅱ-1 告知義務」をご参照ください。

保険期間中に震度観測建物<sup>\*1</sup>の所在地に変更が生じた場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

<sup>\*1</sup> Web証券に記載の建物（現在お住まいの建物）をいいます。

### 【その他ご連絡いただきたい事項】（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となります。）

ご契約者の住所・メールアドレス・電話番号・保険金お受取り用口座等を変更した場合は、遅滞なく「地震に備えるEQuick 保険専用マイページ」からのお手続きが必要です。

### 【地震に備えるEQuick 保険専用マイページ】とは…

本商品のご契約者を対象とした24時間ご利用いただけるインターネットサービスです。ご契約内容の確認および変更、保険金のお受取り手続き等を行うことができます。

詳しくは、(<https://e-quick.tokiomarine-e.jp/#/login>)をご確認ください。

ご契約を解約される場合は、「地震に備えるEQuick 保険専用マイページ」でのお手続きが必要です。

- ご契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還することがあります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間<sup>\*1</sup>に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となることがあります。

<sup>\*1</sup> 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

本商品は、自動更新されません。

ご契約を更新される場合は、満期日前にご登録のメールアドレス宛にお送りする更新手続きのご案内に基づき、更新のお手続きが必要です。

被保険者（補償を受けられる方）の常時居住の用に供する震度観測建物<sup>\*1</sup>が所在する市区町村<sup>\*2</sup>において、対象震度<sup>\*3</sup>の地震が発生した場合<sup>\*4</sup>、ご登録のメールアドレス宛に保険金お受取り手続きのご案内をお送りします。弊社からのご案内に基づき、震度観測建物<sup>\*1</sup>の所在地や保険金お受取り用口座の確認を行うなど、すみやかに保険金お受取り手続きを実施してください。保険金お受取り手続きを実施しないまま地震発生後72時間経過した場合は、地震発生時点のご契約内容に基づいて保険金のお支払い手続きを行います。

なお、対象震度<sup>\*3</sup>の地震が発生した時に弊社が保険金をお支払いするために必要となる情報を保有していない場合には、以下の書類をご提出いただくことがあります（ご提出がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。）。

- ① 被保険者（補償を受けられる方）の常時居住の用に供する震度観測建物<sup>\*1</sup>の所在地を確認できる書類
- ② 保険金お受取り用口座の口座情報を確認できる書類
- ③ 被保険者（補償を受けられる方）が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

等

<sup>\*1</sup> Web証券に記載の建物（現在お住まいの建物）をいいます。

<sup>\*2</sup> 政令指定都市の行政区等、法の定めにより設置されるものを含みます。

<sup>\*3</sup> 保険金支払の対象となる震度としてWeb証券に記載されている震度をいいます。ご契約の補償プランに応じて異なります。

<sup>\*4</sup> 気象庁が発表した「震源・震度に関する情報」において、被保険者（補償を受けられる方）の常時居住の用に供する震度観測建物<sup>\*1</sup>が所在する市区町村<sup>\*2</sup>の震度が、対象震度<sup>\*3</sup>に合致する場合をいいます。

## 1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）をご参照ください。

## 2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時に、ご契約の震度観測建物<sup>\*1</sup>が実在していない場合、ご契約は無効となります。
- ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

<sup>\*1</sup> Web証券に記載の建物（現在お住まいの建物）をいいます。

## 3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/)）をご確認ください。

## 4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%<sup>\*1</sup>まで補償されます。

<sup>\*1</sup> 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

## 5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- この保険は、弊社ホームページを経由してのお申込みとなり、書面およびお電話によるお申込みはできません。
- 通信電波の安定した場所にてお申込み手続きを行うようにしてください。
- この保険は、Web証券（保険証券の発行をせずにご契約内容を「地震に備えるEQuick保険専用マイページ」上で閲覧いただく方法）でのお取り扱いとなります。Web証券は「ご契約内容の確認」画面から印刷の上、大切に保管してください。



## 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。



# 0120-071-281

受付時間：平 日 午前9時～午後6時  
土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。  
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



# 0570-022808

通話料  
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

## 地震に備えるEQuick保険専用カスタマーセンター

本商品に関するお問い合わせは、専用カスタマーセンターにて承ります。



# 0120-190-191

受付時間：平 日 午前9時～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動火災保険株式会社

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)